

令和4年度当初予算 復活見積調書(市長)

健康福祉部

(金額:千円)

■介護保険事業特別会計

番号	所属名	事務事業名	項目	目的・効果	計画・スケジュール等	当初 見積額	部 長 間 調 整 後		復活 見積額	財 源 内 訳					査定額	財 源 内 訳					査 定 額	
							一財	一財		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源		
1	介護保険課	居宅介護サービス給付費	保険給付費(介護職員処遇改善加算報酬改定分)	介護職員の処遇改善策として、国において令和4年10月以降、介護報酬の改定により、対象介護事業所の介護職員1人当たり月額平均収入を3%程度(9,000円相当)引き上げる措置が講じられることから、介護サービス等諸費に係る当該増額相当分について計上し、介護職員の処遇改善を図ります。	R4.10.1以降、改定後処遇改善加算率を適用	3,190,257	0	3,173,826	0	15,832	3,322	2,022	0	10,488	0	15,832	3,322	2,022	0	10,488	0	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
2	介護保険課	特例居宅介護サービス給付費	保険給付費(介護職員処遇改善加算報酬改定分)	介護職員の処遇改善策として、国において令和4年10月以降、介護報酬の改定により、対象介護事業所の介護職員1人当たり月額平均収入を3%程度(9,000円相当)引き上げる措置が講じられることから、介護サービス等諸費に係る当該増額相当分について計上し、介護職員の処遇改善を図ります。	R4.10.1以降、改定後処遇改善加算率を適用	3,194	0	3,177	0	16	4	2	0	0	10	16	4	2	0	0	10	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
3	介護保険課	地域密着型介護サービス給付費	保険給付費(介護職員処遇改善加算報酬改定分)	介護職員の処遇改善策として、国において令和4年10月以降、介護報酬の改定により、対象介護事業所の介護職員1人当たり月額平均収入を3%程度(9,000円相当)引き上げる措置が講じられることから、介護サービス等諸費に係る当該増額相当分について計上し、介護職員の処遇改善を図ります。	R4.10.1以降、改定後処遇改善加算率を適用	1,982,037	0	1,902,112	0	13,318	2,829	1,665	0	8,824	0	13,318	2,829	1,665	0	8,824	0	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
4	介護保険課	特例地域密着型介護サービス給付費	保険給付費(介護職員処遇改善加算報酬改定分)	介護職員の処遇改善策として、国において令和4年10月以降、介護報酬の改定により、対象介護事業所の介護職員1人当たり月額平均収入を3%程度(9,000円相当)引き上げる措置が講じられることから、介護サービス等諸費に係る当該増額相当分について計上し、介護職員の処遇改善を図ります。	R4.10.1以降、改定後処遇改善加算率を適用	1,985	0	1,904	0	14	2	2	0	10	0	14	2	2	0	10	0	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
5	介護保険課	施設介護サービス給付費	保険給付費(介護職員処遇改善加算報酬改定分)	介護職員の処遇改善策として、国において令和4年10月以降、介護報酬の改定により、対象介護事業所の介護職員1人当たり月額平均収入を3%程度(9,000円相当)引き上げる措置が講じられることから、介護サービス等諸費に係る当該増額相当分について計上し、介護職員の処遇改善を図ります。	R4.10.1以降、改定後処遇改善加算率を適用	2,566,854	0	2,534,123	0	13,323	2,165	2,331	0	8,827	0	13,323	2,165	2,331	0	8,827	0	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
6	介護保険課	特例施設介護サービス給付費	保険給付費(介護職員処遇改善加算報酬改定分)	介護職員の処遇改善策として、国において令和4年10月以降、介護報酬の改定により、対象介護事業所の介護職員1人当たり月額平均収入を3%程度(9,000円相当)引き上げる措置が講じられることから、介護サービス等諸費に係る当該増額相当分について計上し、介護職員の処遇改善を図ります。	R4.10.1以降、改定後処遇改善加算率を適用	2,570	0	2,536	0	14	2	2	0	10	0	14	2	2	0	10	0	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
7	介護保険課	介護予防サービス給付費	保険給付費(介護職員処遇改善加算報酬改定分)	介護職員の処遇改善策として、国において令和4年10月以降、介護報酬の改定により、対象介護事業所の介護職員1人当たり月額平均収入を3%程度(9,000円相当)引き上げる措置が講じられることから、介護サービス等諸費に係る当該増額相当分について計上し、介護職員の処遇改善を図ります。	R4.10.1以降、改定後処遇改善加算率を適用	103,633	0	95,252	0	141	30	19	0	92	0	141	30	19	0	92	0	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
8	介護保険課	特例介護予防サービス給付費	保険給付費(介護職員処遇改善加算報酬改定分)	介護職員の処遇改善策として、国において令和4年10月以降、介護報酬の改定により、対象介護事業所の介護職員1人当たり月額平均収入を3%程度(9,000円相当)引き上げる措置が講じられることから、介護サービス等諸費に係る当該増額相当分について計上し、介護職員の処遇改善を図ります。	R4.10.1以降、改定後処遇改善加算率を適用	104	0	95	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
9	介護保険課	地域密着型介護予防サービス給付費	保険給付費(介護職員処遇改善加算報酬改定分)	介護職員の処遇改善策として、国において令和4年10月以降、介護報酬の改定により、対象介護事業所の介護職員1人当たり月額平均収入を3%程度(9,000円相当)引き上げる措置が講じられることから、介護サービス等諸費に係る当該増額相当分について計上し、介護職員の処遇改善を図ります。	R4.10.1以降、改定後処遇改善加算率を適用	7,778	0	9,384	0	67	14	8	0	45	0	67	14	8	0	45	0	市長査定により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。
<b>部合計</b>						<b>7,858,412</b>	<b>0</b>	<b>7,722,409</b>	<b>0</b>	<b>42,726</b>	<b>8,368</b>	<b>6,051</b>	<b>0</b>	<b>28,297</b>	<b>10</b>	<b>42,726</b>	<b>8,368</b>	<b>6,051</b>	<b>0</b>	<b>28,297</b>	<b>10</b>	